

警察職員の賞じゅつ金等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 1 月 19 日

岩手県公安委員会

委員長 藤 原 博

岩手県公安委員会規則第 1 号

警察職員の賞じゅつ金等に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の賞じゅつ金等に関する規則（昭和 43 年岩手県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(賞じゅつ金の種類及び額)</p> <p>第 3 条 賞じゅつ金の種類は次のとおりとし、その額は当該各号に定めるとおりとする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる賞じゅつ金は、職務遂行の危険性が極めて高く、かつ、その行為が積極果敢で一般の模範と認められる場合にあつては、当該各号に定める額の 2 倍に相当する額とすることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者賞じゅつ金 2,060万円を限度とし、功労及び障害の程度によって別表第 2 に定める額。この場合において、障害とは、<u>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表中第 1 級から第14級までの等級</u>に該当する障害をいい、その程度は、同表の<u>等級</u>の区分によるものとする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(殉職者特別賞じゅつ金等の給付)</p> <p>第 5 条 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金は、職員の遺族に対して給付するものとし、殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を受けることができる遺族の範囲及び殉職者特別賞じゅつ金を受けるべき遺族の順位等については、地方公務員災害補償法第37条及び第38条第 2 項の規定の例による。</p> <p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="183 1624 801 1675"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考 1 この表の<u>等級</u>又は金額の決定については、地方公務員災害補償法第29条第 2 項から第 5 項までの規定の例による。</p> <p>2 [略]</p>	[略]	<p>(賞じゅつ金の種類及び額)</p> <p>第 3 条 賞じゅつ金の種類は次のとおりとし、その額は当該各号に定めるとおりとする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる賞じゅつ金は、職務遂行の危険性が極めて高く、かつ、その行為が積極果敢で一般の模範と認められる場合にあつては、当該各号に定める額の 2 倍に相当する額とすることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者賞じゅつ金 2,060万円を限度とし、功労及び障害の程度によって別表第 2 に定める額。この場合において、障害とは、<u>地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第 3 中第 1 級から第 14 級までの障害等級</u>に該当する障害をいい、その程度は、同表の<u>障害等級</u>の区分によるものとする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(殉職者特別賞じゅつ金等の給付)</p> <p>第 5 条 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金は、職員の遺族に対して給付するものとし、殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を受けることができる遺族の範囲及び殉職者特別賞じゅつ金を受けるべき遺族の順位等については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第37条及び第38条第 2 項の規定の例による。</p> <p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <table border="1" data-bbox="869 1624 1487 1675"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考 1 この表の<u>障害等級</u>又は金額の決定については、地方公務員災害補償法第29条第 5 項から第 7 項まで及び地方公務員災害補償法施行規則第 26 条の 5 第 2 項の規定の例による。</p> <p>2 [略]</p>	[略]
[略]			
[略]			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の警察職員の賞じゅつ金等に関する規則の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後に生じた事案に係る賞じゅつ

金及び殉職者特別賞じゅつ金から適用し、同日前に生じた事案に係る賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金については、なお従前の例による。